食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について(改正案)

平成 19 年 7 月 12 日 食料·農業·農村政策審議会決定 平成 20 年 3 月 7 日改正 平成 20 年 5 月 15 日改正 平成 20 年 7月 25 日改正 平成 21 年 1月 27 日改正 平成 21 年 7月 23 日改正 平成 23 年 9 月 1 日改正 平成 26 年 3 月 28 日改正 平成 27 年 10 月 22 日改正 平成 29 年 7月 26 日改正 平成 30 年 5 月 16 日改正 平成 30 年 10 月 4 日改正 令和3年7月16日改正 令和4年7月 1日改正 令和4年9月29日改正

第1条 食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。)に、次の表の左欄に掲げる 部会を置き、これらの部会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右 欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
企画部会	1 食料·農業·農村基本法(平成 11 年法律第 106 号)の規定により審
	議会の権限に属させられた事項を処理すること。
	2 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事
	業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第 37 号)の規定により
	審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
基本法検証部	諮問(4政第 162 号令和4年9月 29 日)に関する事項を調査審議するこ
会	<u>ک</u> 。
食料産業部会	卸売市場法(昭和 46 年法律第 35 号)、エネルギーの使用の合理化等
	に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)、資源の有効な利用の促進に
	関する法律(平成3年法律第48号)、食品等の流通の合理化及び取引
	の最適化に関する法律(平成3年法律第59号)、容器包装に係る分別
	収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)、食
	品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成 12 年法律第 116
	号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関す
	る法律(平成 20 年法律第 38 号)及びプラスチックに係る資源循環の促
	進等に関する法律(令和3年法律第 60 号)の規定により審議会の権限
	に属させられた事項を処理すること。
家畜衛生部会	1 家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)の規定により審議会
	の権限に属させられた事項を処理すること。
	2 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であって、家畜衛

	生に係るリスク評価に関する事項を調査審議すること。
食糧部会	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第 113
及作品	号)、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する
	法律(平成 18 年法律第 88 号)及び米穀の新用途への利用の促進に関
	する法律(平成21年法律第25号)の規定により審議会の権限に属させ
	られた事項を処理すること。
果樹•有機部会	果樹農業振興特別措置法(昭和 36 年法律第 15 号)及び有機農業の
木倒 有饭叩女	未倒展来派與特別指置法(昭和 30 平法律第 13 号/及び有機展案の 推進に関する法律(平成 18 年法律第 112 号)の規定により審議会の権
	限に属させられた事項を処理すること。
+ + 大 大 大 大 大 大 大	
甘味資源部会	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和 40 年法律第 109 号)
	の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
畜産部会	1 家畜改良増殖法(昭和 25 年法律第 209 号)、飼料需給安定法(昭和
	27 年法律第 356 号)、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭
	和 29 年法律第 182 号)、畜産経営の安定に関する法律(昭和 36 年
	法律第 183 号)及び肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和 63 年法
	律第98号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理す
	ること。
	2 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であって、鶏卵生
	産者の経営安定のための施策に関する事項を調査審議すること。
農業保険部会	農業保険法(昭和 22 年法律第 185 号)の施行に関する重要事項であ
	って、次に掲げるもの。
	1 農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済
	の共済掛金標準率等の算定方式並びに農業経営収入保険の保険料
	標準率等の算定方式に関する事項を調査審議すること。
	2 家畜共済に係る診療点数及び薬価基準に関する事項を調査審議す
	ること。
農業農村振興	1 土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)、農業振興地域の整備に関
整備部会	する法律(昭和 44 年法律第 58 号)及び都市農業振興基本法(平成
	27年法律第14号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を
	処理すること。
	2 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であって、次に掲
	げるもの。
	ア 国際かんがい排水委員会に関する事項を調査審議すること。
	イ かんがい排水の改良発達に関する重要事項を調査審議するこ
	と。
	<u></u>

- 第2条 部会の議決は、審議会の議決とみなす。ただし、部会の議決に関し他の部会との 調整を要するとき又は部会の議決が食料、農業及び農村に関する総合的かつ基本的な 政策に係る重要なもので審議会において審議すべきものであるときは、この限りではな い。
- 2 会長は、部会の議決が前項ただし書の場合に該当すると認めるときは、その旨を当該部会長に通知するものとする。

3 会長は、前項の通知をしようとするときは、関係する部会長の意見を聴かなければならない。

第3条 部会の庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる課において処理する。

部会	課
企画部会	大臣官房政策課、広報評価課、環境バイオマス政策課
基本法検証部会	大臣官房政策課
食料産業部会	大臣官房新事業·食品産業部新事業·食品産業政策課
家畜衛生部会	消費·安全局動物衛生課
食糧部会	農産局農産政策部企画課
果樹•有機部会	農産局園芸作物課、農産政策部農業環境対策課
甘味資源部会	農産局地域作物課
畜産部会	畜産局総務課
農業保険部会	経営局保険課
農業農村振興整備部会	農村振興局整備部設計課